

熱海市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等  
を定める要領

平成29年3月22日 制定

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 総合事業訪問介護

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3節 設備に関する基準（第7条）

第4節 運営に関する基準（第8条—第38条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第39条—第41条）

第3章 総合事業訪問型サービス

第1節 基本方針（第42条）

第2節 人員に関する基準（第43条・第44条）

第3節 設備に関する基準（第45条）

第4節 運営に関する基準（第46条・第47条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第48条—第50条）

第4章 総合事業通所介護

第1節 基本方針（第51条）

第2節 人員に関する基準（第52条・第53条）

第3節 設備に関する基準（第54条）

第4節 運営に関する基準（第55条—第63条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第64条—第67条）

第5章 雑則（第68条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）

の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合事業訪問介護 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するものとしてこの要領により定められるサービスをいう。
- (2) 総合事業訪問型サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、省令第140条の63の2第1項第3号イに規定する第1号訪問事業としてこの要領により定められるサービスをいう。
- (3) 総合事業通所介護 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するものとしてこの要領により定められるサービスをいう。
- (4) 訪問介護指定事業者 市が指定した総合事業訪問介護を提供する事業者をいう。
- (5) 訪問型サービス指定事業者 市が指定した総合事業訪問型サービスを提供する事業者をいう。
- (6) 通所介護指定事業者 市が指定した総合事業通所介護を提供する事業者をいう。
- (7) 利用料 法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (8) 第1号事業費用基準額 省令第140条の63の2第1項第1号イの厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）をいう。
- (9) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり法第115条の45の3第1項の指定事業者（以下「指定事業者」という。）に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。
- (10) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (11) 地域包括支援センター 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（以下「第1号介護予防支援事業」という。）を行う者をいう。

(一般原則)

第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の指定事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 総合事業訪問介護

第1節 基本方針

第4条 総合事業訪問介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第5条 訪問介護指定事業者が当該事業を行う事業所（以下「訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき総合事業訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する養成研修修了者（以下「訪問介護員等」という。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 訪問介護指定事業者は、訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該訪問介護指定事業者が、指定介護予防訪問介護事業者（特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成27年静岡県規則第22号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するとされた第5条の規定による改正前の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第13号。以下「指定介護予防サービス等基準規則」という。）第4条第1項に規定する指定介護予防訪問事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問介護事業者（指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第9号。以下「指定居宅サービス等基準規則」という。）第4条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、総合事業訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準規則第3条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は

指定訪問介護（指定居宅サービス等基準規則第3条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における総合事業訪問介護の利用者、指定介護予防訪問介護の利用者及び指定訪問介護の利用者。以下この条及び第43条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に定める者であつて、専ら総合事業訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する総合事業訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（熱海市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年熱海市条例第6号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。）に従事することができる。

5 訪問介護指定事業者が指定介護予防訪問介護事業者又は指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、総合事業訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業又は指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれ指定介護予防サービス等基準規則第4条第1項から第4項まで又は指定居宅サービス等基準規則第4条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第6条 訪問介護指定事業者は、訪問介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、訪問介護事業所の管理に支障がない場合は、当該訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### 第3節 設備に関する基準

第7条 訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設け

るほか、総合事業訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 訪問介護指定事業者が指定介護予防訪問介護事業者又は指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、総合事業訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業又は指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、それぞれ指定介護予防サービス等基準規則第6条第1項又は指定居宅サービス等基準規則第6条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 訪問介護指定事業者は、総合事業訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者の総合事業訪問介護の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 訪問介護指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、訪問介護指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報の内容を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、ファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、訪問介護指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 訪問介護指定事業者は、第2項の規定により第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち訪問介護指定事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た訪問介護指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 訪問介護指定事業者は、正当な理由なく総合事業訪問介護の提供を拒んではならない。

(総合事業訪問介護を提供することが困難な場合の対応)

第10条 訪問介護指定事業者は、その訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該訪問介護事業所が通常時に総合事業訪問介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な総合事業訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センターへの連絡、適当な他の訪問介護指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 訪問介護指定事業者は、利用者から総合事業訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格並びに要支援認定及び省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当（以下「事業対

象者資格」という。)の有無、要支援認定の有効期間並びに負担割合を確かめるものとする。

- 2 訪問介護指定事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、総合事業訪問介護を提供するよう努めなければならない。

(認定申請等に係る援助)

第12条 訪問介護指定事業者は、総合事業訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定又は事業対象者資格の有無の判断を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は事業対象者資格の有無の判断の手続(以下「認定申請等」という。)が既に行われているかどうかを確認し、認定申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該認定申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 訪問介護指定事業者は、第1号介護予防支援事業による支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 訪問介護指定事業者は、総合事業訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議(第1号事業に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。))が介護予防サービス・支援計画(第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画をいう。以下同じ。)の作成のために介護予防サービス・支援計画の原案に位置付けた第1号事業の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第14条 訪問介護指定事業者は、総合事業訪問介護の提供に当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「地域包括支援センター等」という。)との密接な連携に努めなければならない。

- 2 訪問介護指定事業者は、総合事業訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 訪問介護指定事業者は、総合事業訪問介護の提供の開始に際し、当該利用申込者が省令第140条の62の4のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス・支援計画に沿った総合事業訪問介護の提供)

第16条 訪問介護指定事業者は、介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画に沿った総合事業訪問介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画の変更の援助)

第17条 訪問介護指定事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行等)

第18条 訪問介護指定事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(総合事業訪問介護の提供の記録)

第19条 訪問介護指定事業者は、総合事業訪問介護を提供した際には、当該総合事業訪問介護の提供日及び内容、当該総合事業訪問介護について法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問介護指定事業者は、総合事業訪問介護を提供した際には、提供した具体的な総合事業訪問介護の内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の額)

第20条 訪問介護指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する総合事業訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該総合事業訪問介護に係る第1号事業費用基準額から当該訪問介護指定事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た



額の支払を受けるものとする。

- 2 訪問介護指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない総合事業訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、総合事業訪問介護に係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 訪問介護指定事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において総合事業訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を受けることができる。
- 4 訪問介護指定事業者は、前項の費用の額に係る総合事業訪問介護の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該総合事業訪問介護の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第21条 訪問介護指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない総合事業訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した総合事業訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対する総合事業訪問介護の提供の禁止)

第22条 訪問介護指定事業者は、訪問介護員等に、当該訪問介護員等の同居の家族である利用者に対する総合事業訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第23条 訪問介護指定事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに総合事業訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって総合事業訪問介護の提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 訪問介護員等は、総合事業訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第25条 訪問介護事業所の管理者は、当該訪問介護指定事業者の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 訪問介護事業所の管理者は、当該訪問介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者（第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 総合事業訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化や総合事業訪問介護に関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等により、地域包括支援センター等との連携を図ること。
- (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他総合事業訪問介護の内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第26条 訪問介護指定事業者は、訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 総合事業訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第27条 訪問介護指定事業者は、事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第28条 訪問介護指定事業者は、利用者に対し適切な総合事業訪問介護を提供できるよう、訪問介護事業所ごとに訪問介護員等の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 訪問介護指定事業者は、訪問介護事業所ごとに、当該訪問介護事業所の訪問介護員等によって総合事業訪問介護を提供しなければならない。

3 訪問介護指定事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第29条 訪問介護指定事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 訪問介護指定事業者は、訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第30条 訪問介護指定事業者は、訪問介護事業所の見やすい場所に、第26条の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者の総合事業訪問介護の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第31条 訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問介護指定事業者は、当該訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 訪問介護指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第32条 訪問介護指定事業者は、訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域包括支援センター及びその従業者に対する利益供与の禁止)

第33条 訪問介護指定事業者は、地域包括支援センター又はその従業者に対し、利用者に対

して特定の指定事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応)

第34条 訪問介護指定事業者は、提供した総合事業訪問介護に係る利用者からの苦情及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、これらの苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 訪問介護指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 訪問介護指定事業者は、提供した総合事業訪問介護に関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 訪問介護指定事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 訪問介護指定事業者は、提供した総合事業訪問介護に係る利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 訪問介護指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(市が実施する事業への協力)

第35条 訪問介護指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した総合事業訪問介護に関する利用者又はその家族からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 訪問介護指定事業者は、利用者に対する総合事業訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問介護指定事業者は、前項の事故の状況及び講じた措置を記録しなければならない。
- 3 訪問介護指定事業者は、利用者に対する総合事業訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計等の区分)

第37条 訪問介護指定事業者は、訪問介護事業所ごとに、経理を区分するとともに、総合事業訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録等の整備)

第38条 訪問介護指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 訪問介護指定事業者は、利用者に対する総合事業訪問介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第40条第1項第2号の総合事業訪問介護計画
- (2) 第19条第2項に規定する提供した具体的な総合事業訪問介護の内容等の記録
- (3) 第23条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第36条第2項に規定する事故の状況及び講じた措置の記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(総合事業訪問介護の基本取扱方針)

第39条 総合事業訪問介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 訪問介護指定事業者は、自らその提供する総合事業訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 訪問介護指定事業者は、総合事業訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して総合事業訪問介護の提供に当たらなければならない。
- 4 訪問介護指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による総合事業訪問介護の提供に努めなければならない。
- 5 訪問介護指定事業者は、総合事業訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(総合事業訪問介護の具体的取扱方針)

第40条 訪問介護員等の行う総合事業訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 総合事業訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) サービス提供責任者は、前号の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、総合事業訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的な総合事業訪問介護の内容、総合事業訪問介護の提供を行う期間等について定めた総合事業訪問介護計画（以下「総合事業訪問介護計画」という。）を作成すること。
- (3) サービス提供責任者は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画の内容に沿って総合事業訪問介護計画を作成しなければならないこと。
- (4) サービス提供責任者は、総合事業訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) サービス提供責任者は、総合事業訪問介護計画を作成した際には、当該総合事業訪問介護計画を利用者に交付しなければならないこと。
- (6) 総合事業訪問介護の提供に当たっては、総合事業訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (7) 総合事業訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、総合事業訪問介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 総合事業訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってこれを行うこと。
- (9) サービス提供責任者は、総合事業訪問介護計画に基づく総合事業訪問介護の提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該総合事業訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する総合事業訪問介護の提供状況等について、当該総合事業訪問介護の提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該総合事業訪問介護計画に記載した総合事業訪問介護の提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該総合事業訪問介護計画の実施状況の把握（以下この条におい

て「モニタリング」という。)を行うこと。

(10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該訪問介護指定事業者の提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センターに報告しなければならないこと。

(11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて総合事業訪問介護計画の変更を行うこと。

2 前項第1号から第10号までの規定は、同項第11号に規定する総合事業訪問介護計画の変更について準用する。

(総合事業訪問介護の提供に当たっての留意点)

第41条 総合事業訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 訪問介護指定事業者は、総合事業訪問介護の提供に当たり、アセスメント（担当職員が介護予防サービス・支援計画の作成に当たり、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、運動及び移動、家庭生活を含む日常生活、社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション並びに健康管理の各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握することをいう。以下同じ。）において把握された課題、総合事業訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な総合事業訪問介護の提供に努めること。

(2) 訪問介護指定事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性について考慮しなければならないこと。

### 第3章 総合事業訪問型サービス

#### 第1節 基本方針

第42条 総合事業訪問型サービスの事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

### (訪問従事者の員数)

第43条 訪問型サービス指定事業者が当該総合事業訪問型サービスを行う事業所（以下「訪問型サービス事業所」という。）に置くべき訪問従事者（訪問介護員等又は市長が指定する研修受講者をいう。以下同じ。）の員数は、当該事業を行うために必要と認められる数とする。

2 訪問型サービス指定事業者は、その訪問型サービス事業所ごとに、訪問従事者のうち1人以上の者を訪問事業責任者としなければならない。

3 前項の訪問事業責任者は、専ら総合事業訪問型サービスに従事する者をもって充てなければならない。ただし、利用者に対する総合事業訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

4 訪問型サービス指定事業者が、訪問介護指定事業者、指定介護予防訪問介護事業者又は指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、総合事業訪問型サービスの事業と総合事業訪問介護の事業、指定介護予防訪問介護の事業又は指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれ第5条第1項から第4項まで、指定介護予防サービス等基準規則第4条第1項から第4項まで又は指定居宅サービス等基準規則第4条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### (管理者)

第44条 訪問型サービス指定事業者は、訪問型サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、訪問型サービス事業所の管理に支障がない場合は、当該訪問型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

## 第3節 設備に関する基準

第45条 訪問型サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、総合事業訪問型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 訪問型サービス指定事業者が訪問介護指定事業者、指定介護予防訪問事業者又は指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、総合事業訪問型サービスの事業と総合事業訪問介護の事業、指定介護予防訪問の事業又は指定介護訪問の事業とが同一の事業所において一体的



に運営されている場合については、それぞれ第7条第1項、指定介護予防サービス等基準規則第6条第1項又は指定居宅サービス等基準規則第6条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

##### (記録等の整備)

第46条 訪問型サービス指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 訪問型サービス指定事業者は、利用者に対する総合事業訪問型サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第49条第1項第2号の総合事業訪問型サービス計画

(2) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的な総合事業訪問型サービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第23条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する事故の状況及び講じた措置の記録

##### (準用)

第47条 第8条から第37条までの規定は、総合事業訪問型サービスの事業の運営に関する基準について準用する。この場合において、第8条第1項、第18条、第22条及び第24条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問従事者」と、第25条第3項中「サービス提供責任者」とあるのは「訪問事業責任者」と、「第5条第2項」とあるのは「第43条第2項」と、同項第4号から第7号まで、第28条、第29条第1項及び第30条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問従事者」と読み替えるものとする。

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

##### (総合事業訪問型サービスの基本取扱方針)

第48条 総合事業訪問型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 訪問型サービス指定事業者は、自らその提供する総合事業訪問型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 訪問型サービス指定事業者は、総合事業訪問型サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的

とするものであることを常に意識して総合事業訪問型サービスの提供に当たらなければならない。

- 4 訪問型サービス指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による総合事業訪問型サービスの提供に努めなければならない。
- 5 訪問型サービス指定事業者は、総合事業訪問型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するような適切な働きかけに努めなければならない。

(総合事業訪問型サービスの具体的取扱方針)

第49条 訪問従事者の行う総合事業訪問型サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 総合事業訪問型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 訪問事業責任者は、前号の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、総合事業訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な総合事業訪問型サービスの内容、総合事業訪問型サービスの提供を行う期間等について定めた総合事業訪問型サービス計画（以下「総合事業訪問型サービス計画」という。）を作成すること。
- (3) 訪問事業責任者は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画の内容に沿って総合事業訪問型サービス計画を作成しなければならないこと。
- (4) 訪問事業責任者は、総合事業訪問型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 訪問事業責任者は、総合事業訪問型サービス計画を作成した際には、当該総合事業訪問型サービス計画を利用者に交付しなければならないこと。
- (6) 総合事業訪問型サービスの提供に当たっては、総合事業訪問型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (7) 総合事業訪問型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、総合事業訪問型サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 総合事業訪問型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技

術をもってこれを行うこと。

(9) 訪問事業責任者は、総合事業訪問型サービス計画に基づく総合事業訪問型サービスの提供の開始時及びそれ以後の必要時に、当該総合事業訪問型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する総合事業訪問型サービスの提供状況等について、当該総合事業訪問型サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、必要に応じて当該総合事業訪問型サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うこと。

(10) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該総合事業訪問型サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センターに報告しなければならないこと。

(11) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて総合事業訪問型サービス計画の変更を行うこと。

2 前項第1号から第10号までの規定は、同項第11号に規定する総合事業訪問型サービス計画の変更について準用する。

(総合事業訪問型サービスの提供に当たっての留意点)

第50条 総合事業訪問型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 訪問型サービス指定事業者は、総合事業訪問型サービスの提供に当たり、アセスメントにおいて把握された課題、総合事業訪問型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な総合事業訪問型サービスの提供に努めること。

(2) 訪問型サービス指定事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性について考慮しなければならないこと。

## 第4章 総合事業通所介護

### 第1節 基本方針

第51条 総合事業通所介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(通所介護従事者の員数)

第52条 通所介護指定事業者が、当該事業を行う事業所（以下「通所介護事業所」という。）ごとに置くべき総合事業通所介護の提供に当たる従業者（以下この章において「通所介護従事者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 総合事業通所介護の提供日ごとに、当該総合事業通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該総合事業通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該総合事業通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 総合事業通所介護の単位（総合事業通所介護の提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この章において同じ。）ごとに、専ら当該総合事業通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 通所介護指定事業者の単位ごとに、総合事業通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該総合事業通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該総合事業通所介護を提供している時間帯の時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該通所介護指定事業者が、指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準規則第96条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。）、指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準規則第98条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、総合事業通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準規則第95条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業、指定通所介護（指定居宅サービス等基準規則第97条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準等条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における総合事業通所介護の利用者、指定介護予防通所介護の利用者、指定通所介護の利用者又は指定地域密着型通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては利用者の数から15を減じた数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 第5項の機能訓練指導員 1以上

- 2 通所介護事業所の利用定員（通所介護事業所において同時に総合事業通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、総合事業通所介護の単位ごとに、当該総合事業通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該総合事業通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 通所介護指定事業者は、総合事業通所介護の単位ごとに、介護職員（前項の場合にあっては、看護職員又は介護職員。次項及び第6項において同じ。）を、常時1人以上当該総合事業通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の総合事業通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 機能訓練指導員（日常生活を営むことができるよう必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者をいう。以下同じ。）は、通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 6 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 通所介護指定事業者が指定介護予防通所介護事業者、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、総合事業通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業、指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、それぞれ指定介護予防サービス等基準規則第96条第1項から第7項まで、指定居宅サービス等基準規則第98条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項から第8項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第53条 通所介護指定事業者は、通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、通所介護事業所の管理に支障がない場合は、当該通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### 第3節 設備に関する基準

第54条 通所介護事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに総合事業通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 食堂及び機能訓練室並びに相談室の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに総合事業通所介護事業所の利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項の設備は、専ら総合事業通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する総合事業通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

### 第4節 運営に関する基準

(利用料等の額)

第55条 通所介護指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する総合事業通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該総合事業通所介護に係る第1号事業費用基準額から当該通所介護指定事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 通所介護指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない総合事業通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、総合事業通所介護に係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 通所介護指定事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の実施地域（その通所介護事業所が通常時に総合事業通所介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。）以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、総合事業通所介護の提供において提供される便宜のうち、

日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に定めるところによるものとする。
- 5 通所介護指定事業者は、第3項の費用の額に係る総合事業通所介護の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該総合事業通所介護の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（管理者の責務）

第56条 通所介護事業所の管理者は、当該通所介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 通所介護事業所の管理者は、当該通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第57条 通所介護指定事業者は、通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 総合事業通所介護の利用定員
- (5) 総合事業通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 総合事業通所介護の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第58条 通所介護指定事業者は、利用者に対し適切な総合事業通所介護を提供できるよう、通所介護事業所ごとに通所介護従事者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 通所介護指定事業者は、通所介護事業所ごとに、当該通所介護事業所の通所介護従事者によって総合事業通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及

ばさない業務については、この限りでない。

- 3 通所介護指定事業者は、通所介護従事者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第59条 通所介護指定事業者は、総合事業通所介護の利用定員を超えて総合事業通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第60条 通所介護指定事業者は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 通所介護指定事業者は、周辺環境を踏まえ、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて前項に規定する計画を作成しなければならない。

- 3 通所介護指定事業者は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

- 4 通所介護指定事業者は、従業者を防災に関する研修に参加させる等従業者の防災教育に努めなければならない。

- 5 通所介護指定事業者は、非常災害に備え食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

第61条 通所介護指定事業者は、利用者の使用する設備、食器その他の備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 通所介護指定事業者は、当該通所介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録等の整備)

第62条 通所介護指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 通所介護指定事業者は、利用者に対する総合事業通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。



- (1) 第65条第1項第2号の総合事業通所介護計画
- (2) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的な総合事業通所介護の内容等の記録
- (3) 次条において準用する第23条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第36条第2項に規定する事故の状況及び講じた措置の記録  
(準用)

第63条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条及び第30条から第37条までの規定は、総合事業通所介護の事業の運営に関する基準について準用する。この場合において、第8条第1項中「第26条」とあるのは「第57条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従事者」と、第24条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従事者」と、第30条中「第26条」とあるのは「第57条」と読み替えるものとする。

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

##### (総合事業通所介護の基本取扱方針)

第64条 総合事業通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 総合事業通所介護は、自らその提供する総合事業通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 通所介護指定事業者は、総合事業通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能<sup>くわう</sup>の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して総合事業通所介護の提供に当たらなければならない。
- 4 通所介護指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による総合事業通所介護の提供に努めなければならない。
- 5 通所介護指定事業者は、総合事業通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

##### (総合事業通所介護の具体的取扱方針)

第65条 総合事業通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 総合事業通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 通所介護事業所の管理者は、前号の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、総合事業通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的な総合事業通所介護の内容、総合事業通所介護の提供を行う期間等について定めた総合事業通所介護計画（以下「総合事業通所介護計画」という。）を作成すること。
- (3) 通所介護事業所の管理者は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画の内容に沿って総合事業通所介護計画を作成しなければならないこと。
- (4) 通所介護事業所の管理者は、総合事業通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 通所介護事業所の管理者は、総合事業通所介護計画を作成した際には、当該総合事業通所介護計画を利用者に交付しなければならないこと。
- (6) 総合事業通所介護の提供に当たっては、総合事業通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (7) 総合事業通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、総合事業通所介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 総合事業通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行うこと。
- (9) 通所介護事業所の管理者は、総合事業通所介護計画に基づく総合事業通所介護の提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該総合事業通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する総合事業通所介護の提供状況等について、当該総合事業通所介護の提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該総合事業通所介護計画に記載した総合事業通所介護の提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該総合事業通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (10) 通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を総合事業通所介護の提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センターに報告しな

なければならないこと。

(11) 通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて総合事業通所介護計画の変更を行うものとする。

2 前項第1号から第10号までの規定は、同項第11号に規定する総合事業通所介護計画の変更について準用する。

(総合事業通所介護の提供に当たっての留意点)

第66条 総合事業通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 通所介護指定事業者は、総合事業通所介護の提供に当たり、アセスメントにおいて把握された課題、総合事業通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な総合事業通所介護の提供に努めること。

(2) 通所介護指定事業者は、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切な運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供すること。

(3) 通所介護指定事業者は、総合事業通所介護の提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴う総合事業通所介護の提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限の配慮をすること。

(安全管理体制等の確保)

第67条 通所介護指定事業者は、総合事業通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

2 通所介護指定事業者は、総合事業通所介護の提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 通所介護指定事業者は、総合事業通所介護の提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度な総合事業通所介護の内容とするよう努めなければならない。

4 通所介護指定事業者は、総合事業通所介護の提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

## 第5章 雑則

第68条 この要領に定めるもののほか、第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。